

諸外国における監査制度について

各国の地方自治体の内部監査制度

各国の地方自治体の内部監査制度の比較

	イギリス (イングランドのカウンティ、大都市圏 ディスクリクト、ディスクリクト、ユニター)	ドイツ (バーデン・ヴュルテンベルク州のクライ ス(郡)、ゲマインデ(市町村))	スウェーデン (ランスタピング、コミュニ ン)	フランス (レジオン、デパルトマン、 コミューン)	韓国 (広域自治体、基礎自治体)
位置づけ	・執行機関の内部部局	・執行機関の内部部局	・執行委員会からは独立した委員会	・国の機関の一部	・議会の委員会
身分・ 選任資格	・地方公務員 ・局長は会計士等の資格必要	・地方公務員 ・局長は会計士等の資格必要	・議会議員、一般の民間人	・国家公務員 ・会計士等の資格必要	・議会議員
任期	—	—	・4年	—	・4年
任免権者	・執行機関の長	・執行機関の長	・議会	・大蔵大臣	・議会
監査対象事項	・財務監査(適法性・妥当性)	・財務監査(適法性) (妥当性は議会の要求がある場合)	・財務監査(適法性・妥当性)	・命令者の支払い・収入命令に対する事前監査(適法性)	・財務監査
	・行政執行監査(適法性・妥当性)	・行政執行監査(適法性・妥当性は議会から要求がある場合)	・行政執行監査(適法性・妥当性)	・行政執行監査	・行政執行監査
	・自治体と関係のある民間法人(公金の出入りのみ)	・自治体と関係のある民間法人(公金の出入りのみ)	・自治体と関係のある民間法人	・自治体と関係のある民間法人	・自治体と関係のある民間法人(公金の出入りのみ)
監査方法、 基準	・内部で作成	・州の市町村法等 ・内部で作成	・内部で作成	・公会計局内部の国家内部監査委員会が作成	・内部で作成(議会の承認)
監査結果	・監査結果に対し、執行機関・議会は法的に拘束されない。	・監査指摘事項に対して、執行機関の長は調査の上、回答しなければならない。 ・この回答を踏まえ、内部監査局は議会に監査報告書を提出。	・監査結果は、議会に報告。 ・監査官は、指摘事項が執行委員会等の活動に反映されているかチェック。	・支出、収入命令に違法性が認められれば、その命令は執行されない。 ・命令者は、執行命令を出すことができるが、個人的な弁償責任を代わりに負う。	・議会議員が行う監査のため、議会で予算・決算承認を受けなければならない点で首長は拘束される。

イギリス（イングランド）の地方自治体の内部監査制度

- 国
- 上位
地方団体
- 住民

※監査の要求はできない

議会

※更なる監査の実施の要請

監査結果報告

任命 ※リーダーと内閣制度

執行機関
・リーダー
・内閣（リーダーが任命する場合あり）

財政部等

監査局（課）

担当部局から意見聴取

< 監査体制 >

- 局（課）長は専門資格（公認会計士協会の会計士資格等）が必要
- 職員については、各自治体の規模に応じて人数を決定

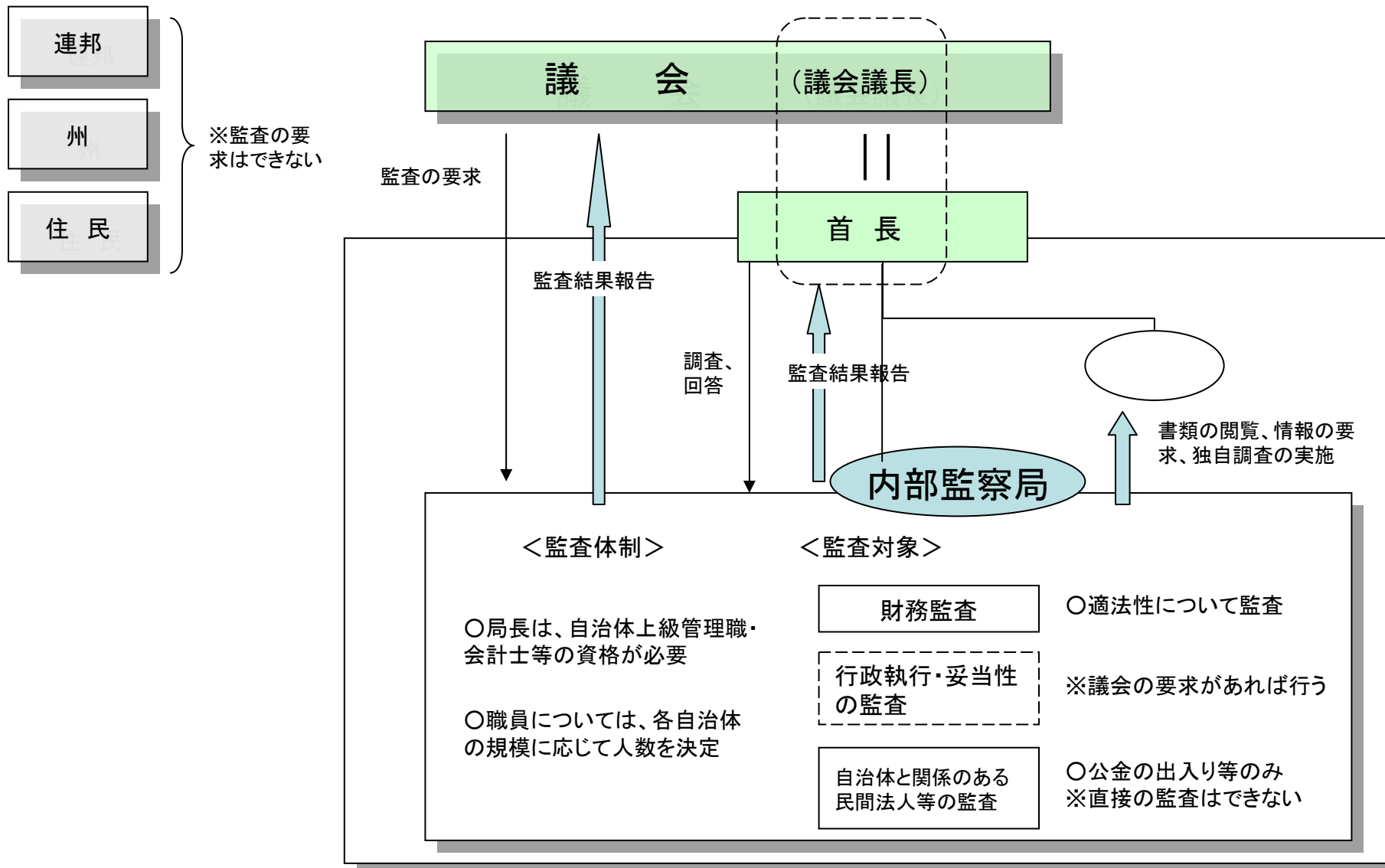
< 監査対象 >

- 財務監査
- 行政執行の監査
- 自治体と関係のある民間法人等の監査

○適法性・妥当性について監査

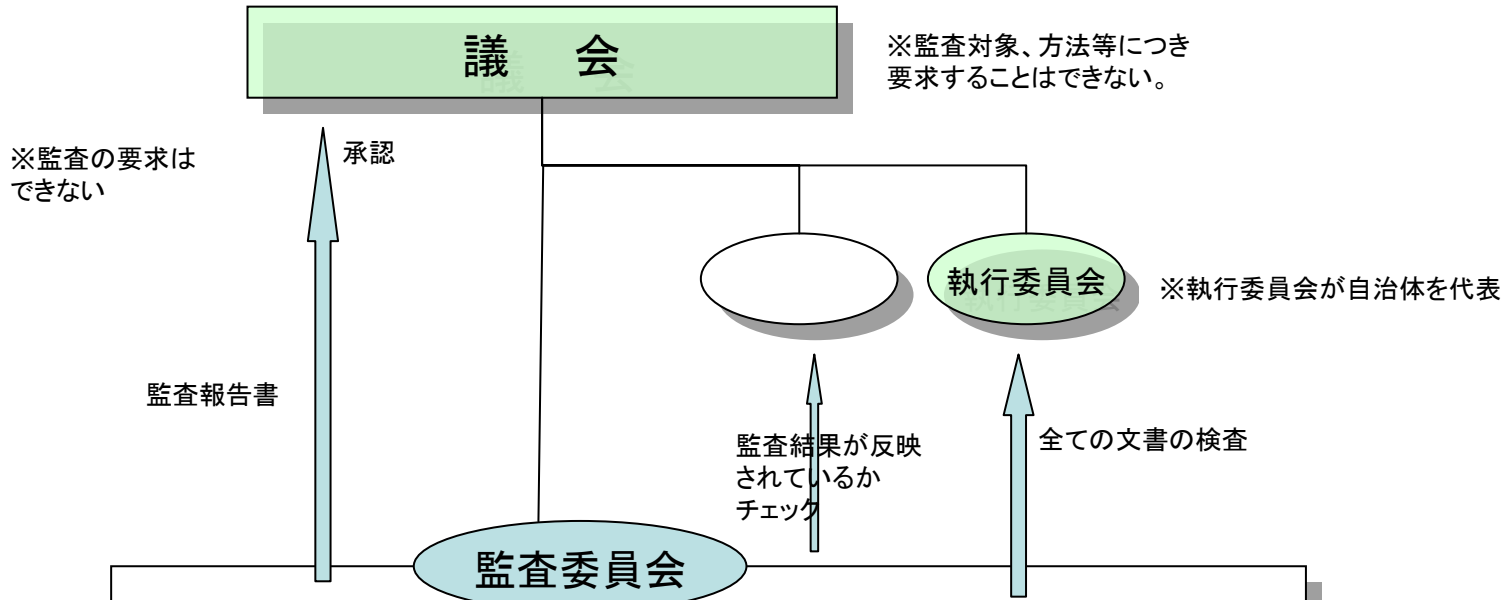
○公金の出入りのチェックのみ
※特別の契約をすれば直接の監査が可能

ドイツ（バーデン・ヴュルテンベルク州）の地方自治体の内部監査制度



スウェーデンの地方自治体の内部監査制度（外部監査なし）

- 国
- 上位
地方団体
- 住民



< 監査体制 >

監査委員

- 最低人数は5名
- 独任制
- 事務局は存在しない
- ※契約により民間コンサルタントや監査法人等を補助機関として利用可能。
- ※上記の者を直接雇用も可能。

< 監査対象 >

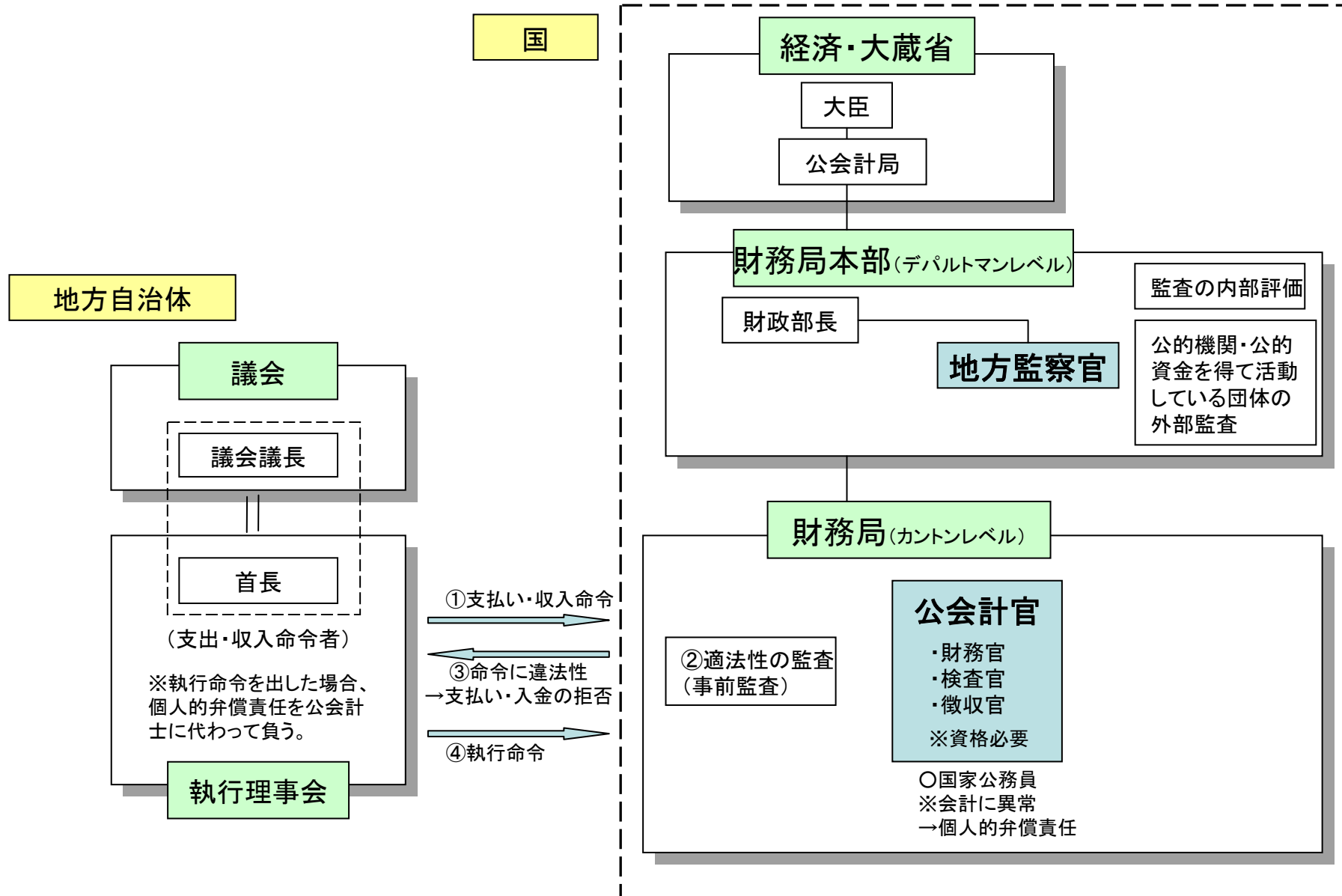
財務監査

行政執行の監査

自治体と関係のある民間法人等の監査

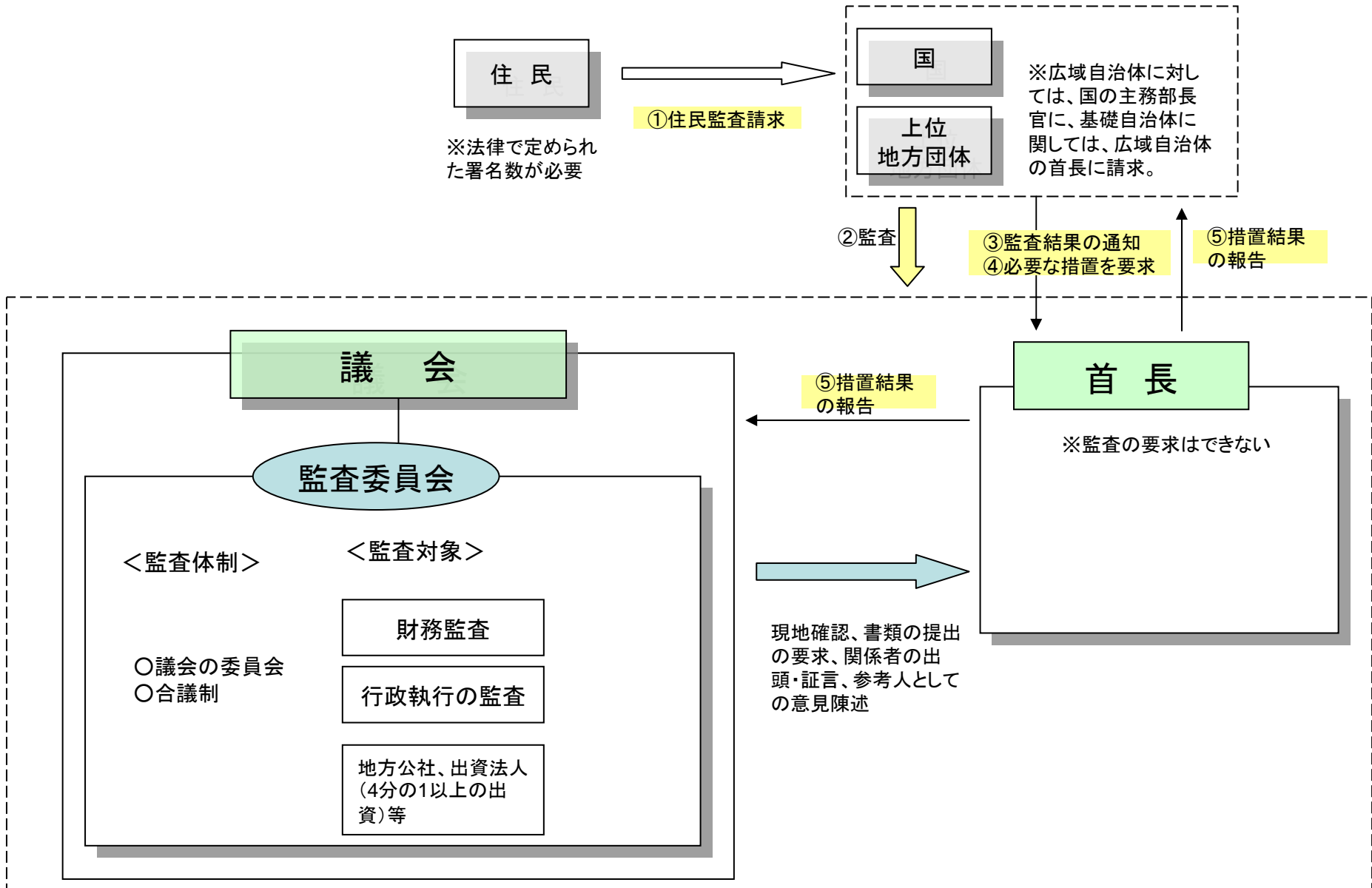
○適法性・妥当性について監査

フランスの地方自治体の内部監査制度



参考: クレア・パリ調べ、自治体国際化協会「フランスの地方自治」(2002.1)等を基に作成

韓国の地方自治体の内部監査制度（外部監査なし）

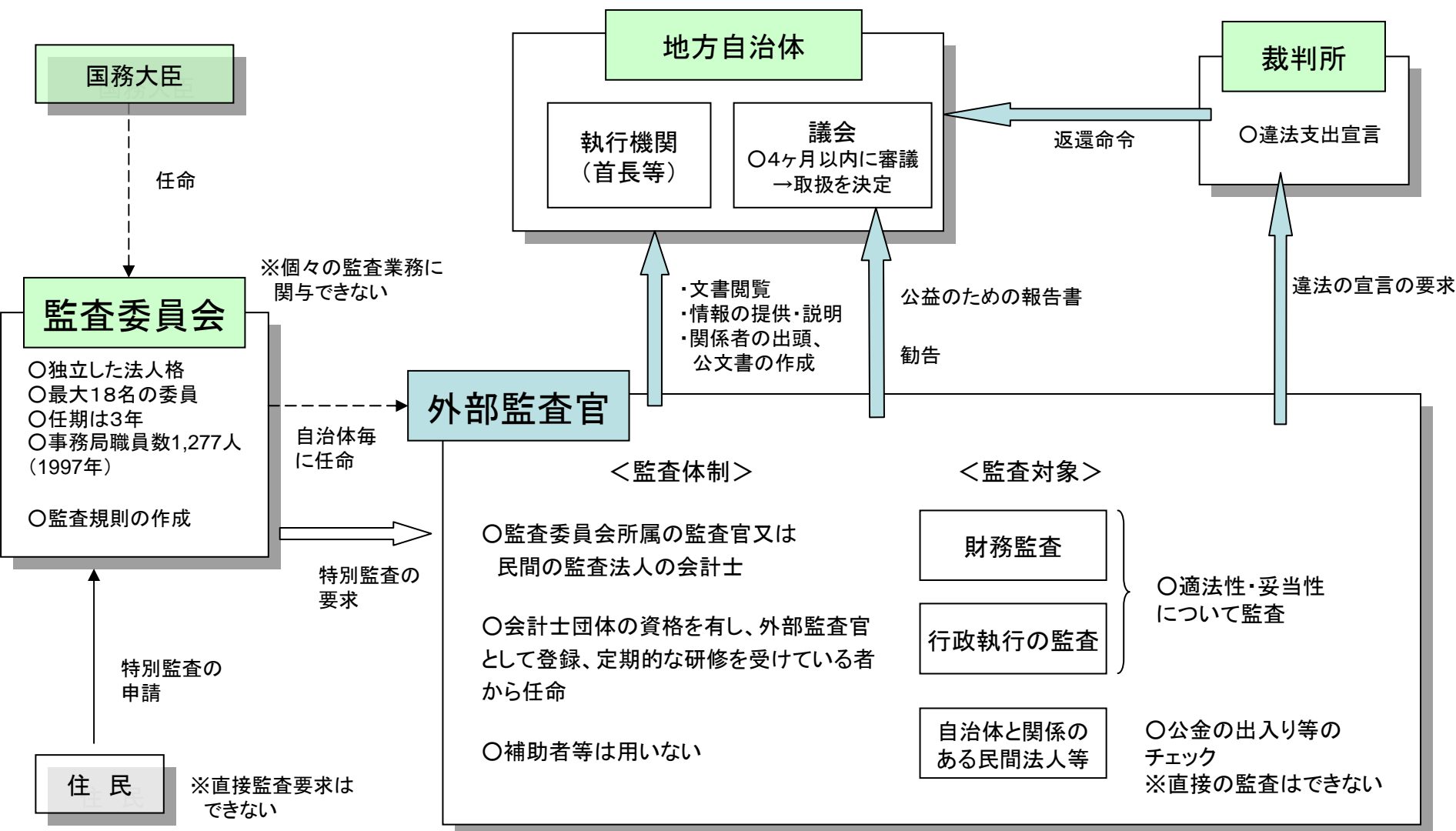


各国の地方自治体の外部監査制度

各国の地方自治体の外部監査制度の比較

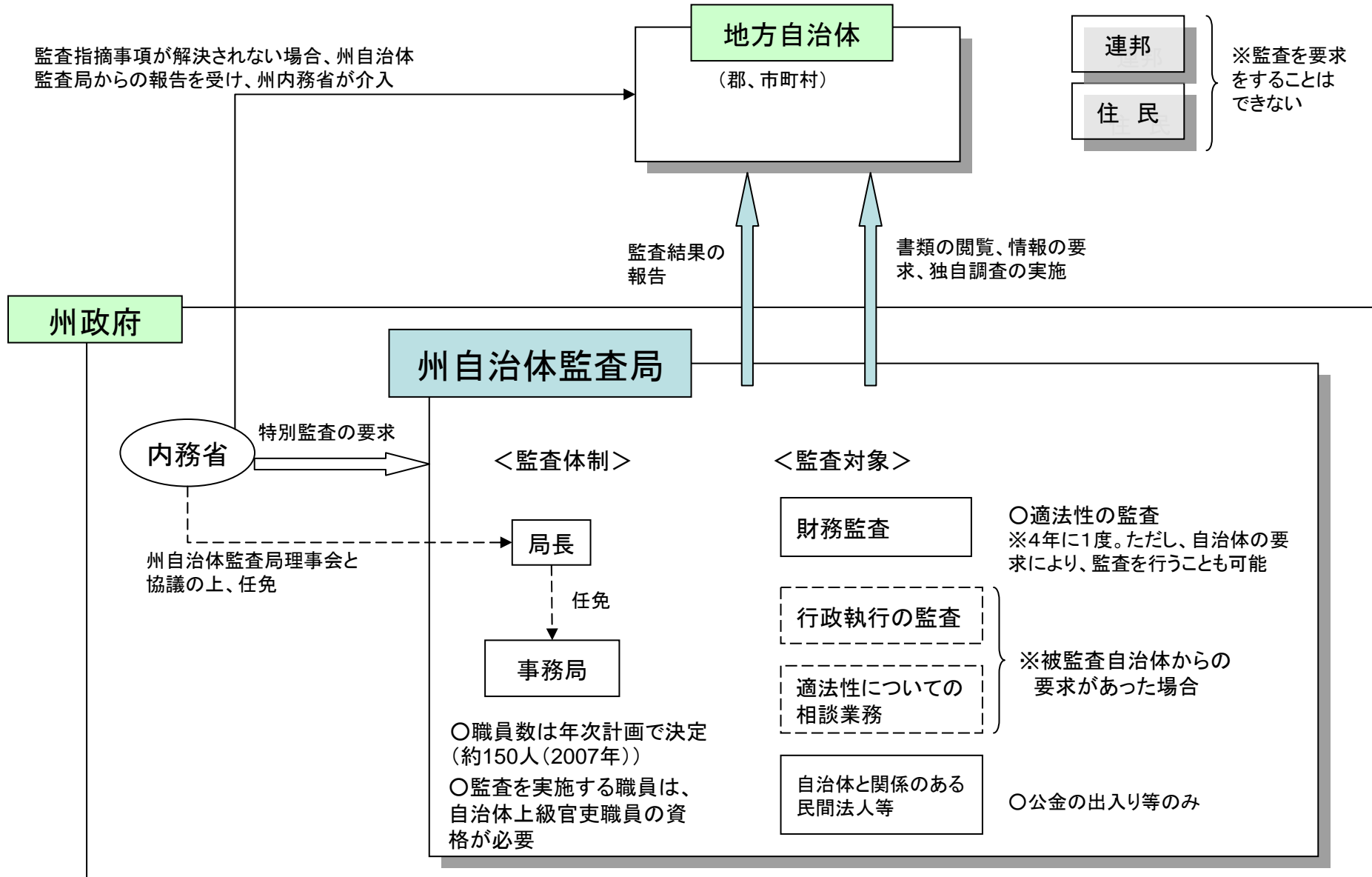
	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス	韓国	
	〔・イングランドのカウンティ、大都市圏 ディスクリット、ディスクリット、ユニター〕	〔・バーデン・ヴュルテンベルク州のク ライス(郡)、ゲマインデ(市町村)〕	〔・コミュニティ、ラ ンステイング〕	〔・レジオン、デパルトマン、コミューン ＜州会計検査院＞ ＜地方長官＞ ※レジオン、デパルトマンのみ〕		
位置づけ	・独立した法人である監査委員会が自治体毎に任命(外部監査官)	・州政府の機関(州自治体監査局)	※内部監査のみ	・国の組織(州会計検査院)	・国の組織(州(県)庁の地方長官)	※内部監査のみ
身分・選任資格	・会計士団体の資格を有し、外部監査官として登録され研修を受けている者	・自治体上級官吏職員の資格等		・国家公務員	・国家公務員	
任免権者	・監査委員会(国務大臣が任命した委員により構成)	・州自治体監査局長(州内務省と州自治体監査局理事会の協議で任免)		・共和国大統領	・共和国大統領	
監査対象事項	・財務監査(適法性・妥当性)	・財務監査(適法性)		・公会計の適法性監査 ・予算行為の監査	・予算監督	
	・行政執行の監査(適法性・妥当性)	・被監査自治体から依頼があれば、行政執行監査(適法性・妥当性)		・行政執行監査		
	・自治体と関係のある民間法人等(公金の出入りのみ)	・自治体と関係のある民間法人等(公金の出入りのみ)		・自治体と関係のある民間法人		
監査方法、基準	・国会で承認された監査実務規則 ・監査委員会が定めた監査規則	・州が規定する市町村法等 ・内部の監査プログラム		・法律に規定		
監査結果	・監査中公に注意を喚起すべき問題が生じたとき、「公益のための報告書」を作成し、議会に送付。 ・議会は4ヶ月以内に審議し、取扱を決定。 ・監査官は裁判所に違法支出宣言を求めることができる。	・監査報告書に対して、被監査自治体の長が改善措置を行う。 ・指摘事項が解決されていなければ、州自治体監査局は州内務省に報告し、州内務省が問題点改善のために必要な介入を行う。		・法的に拘束される。 ・執行機関の長が個人的賠償責任を負うことがある	・予算成立命令 ・予算が不均衡の場合、州会計検査院に提訴、州会計検査院の調整案が拒否された場合、強制的に予算策定	
監査実績	・10の地方公共団体に対して16件の勧告(1996年)			※アルザス州会計検査院(2006年) ・適法性監査 316の裁定 ・業務執行監査 29の意見書 ・財務監査 5の答申		

イギリス（イングランド）の地方自治体の外部監査制度

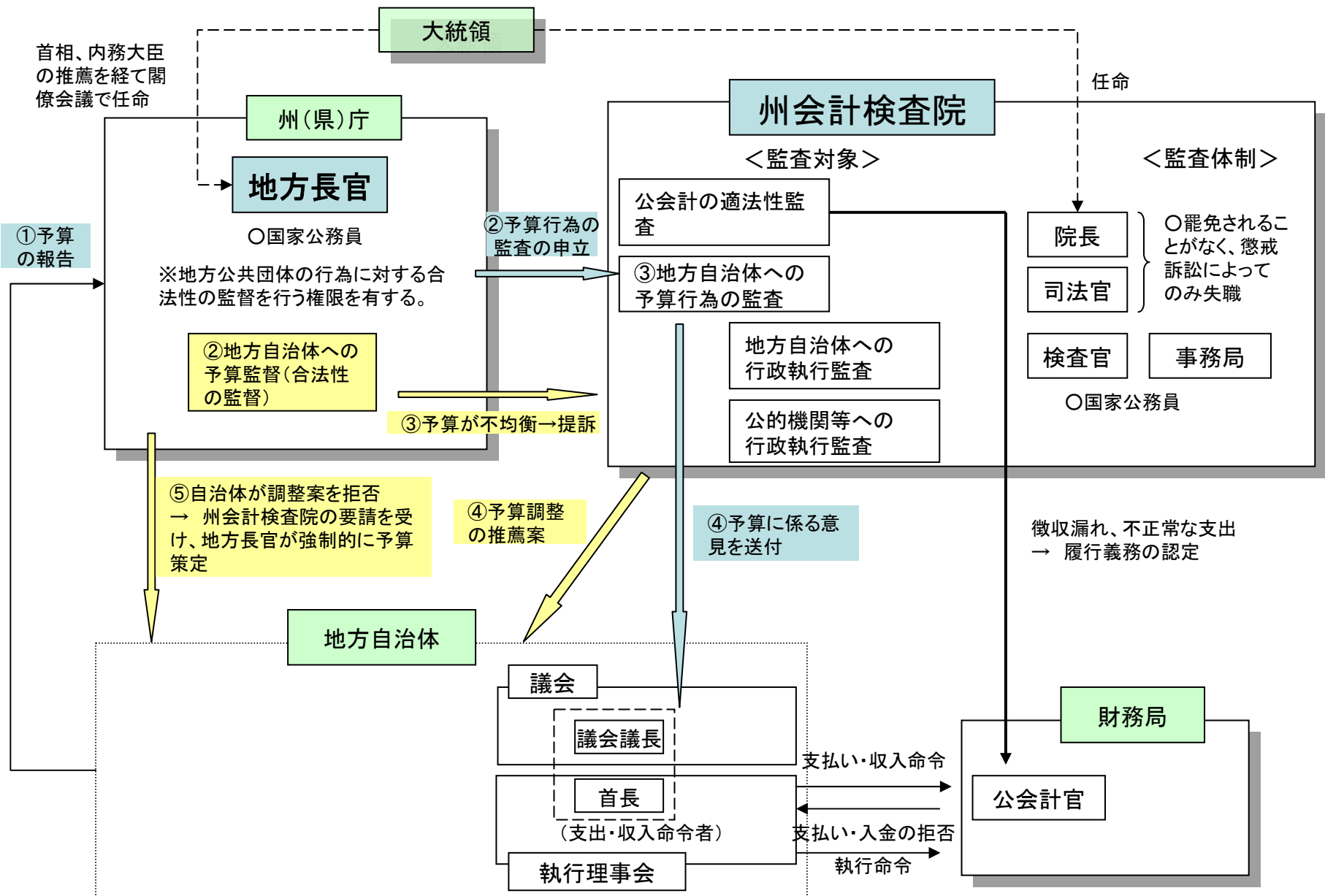


参考: クレア・ロンドン調べ、自治体国際化協会「英国の地方自治」(2003.1)、「英国の外部監査制度と監査委員会」(1999.3)を基に作成

ドイツ（バーデン・ヴュルテンベルク州）の地方自治体の外部監査制度



フランスの地方自治体の外部監査制度

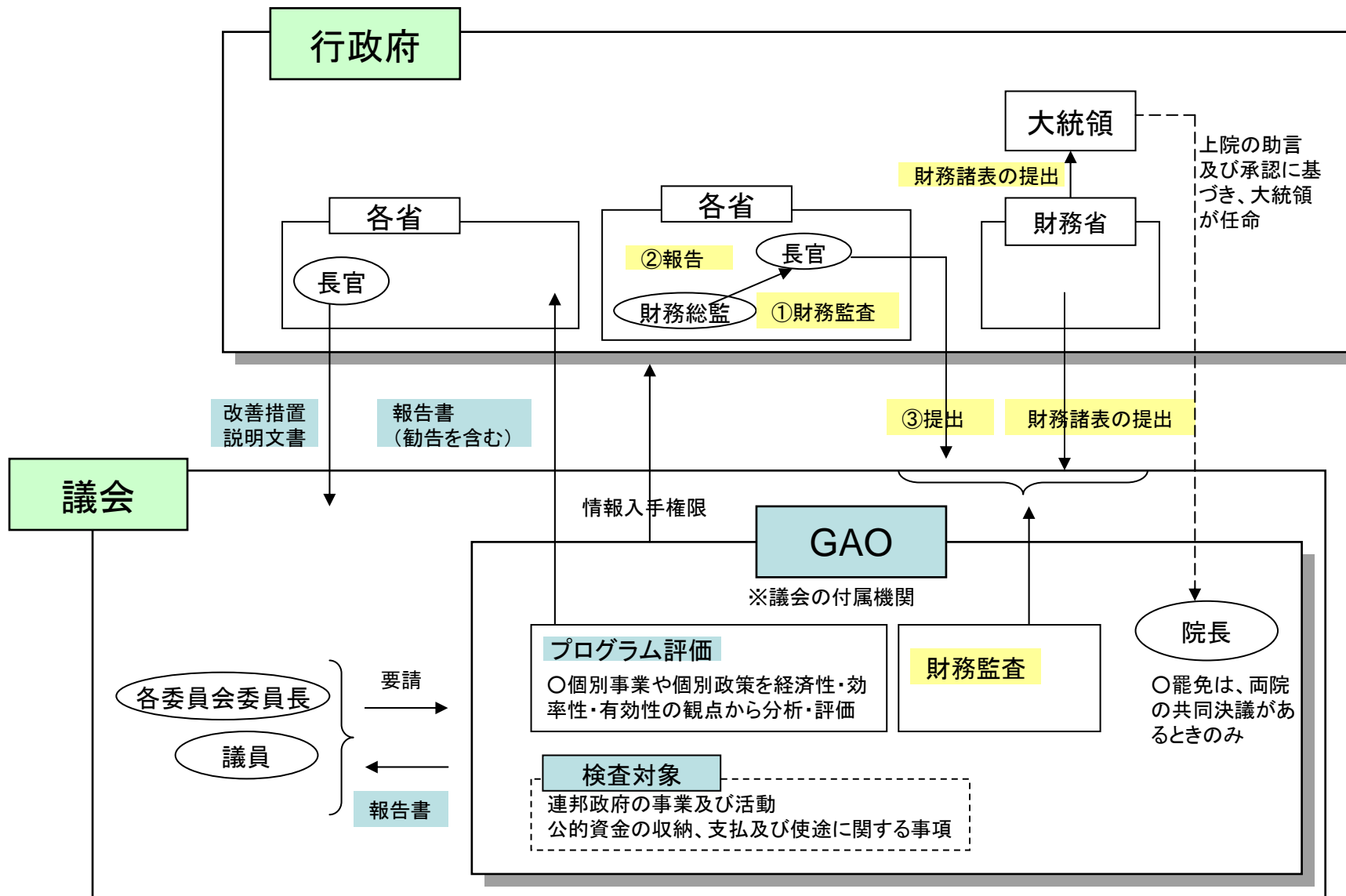


各国の会計検査院制度

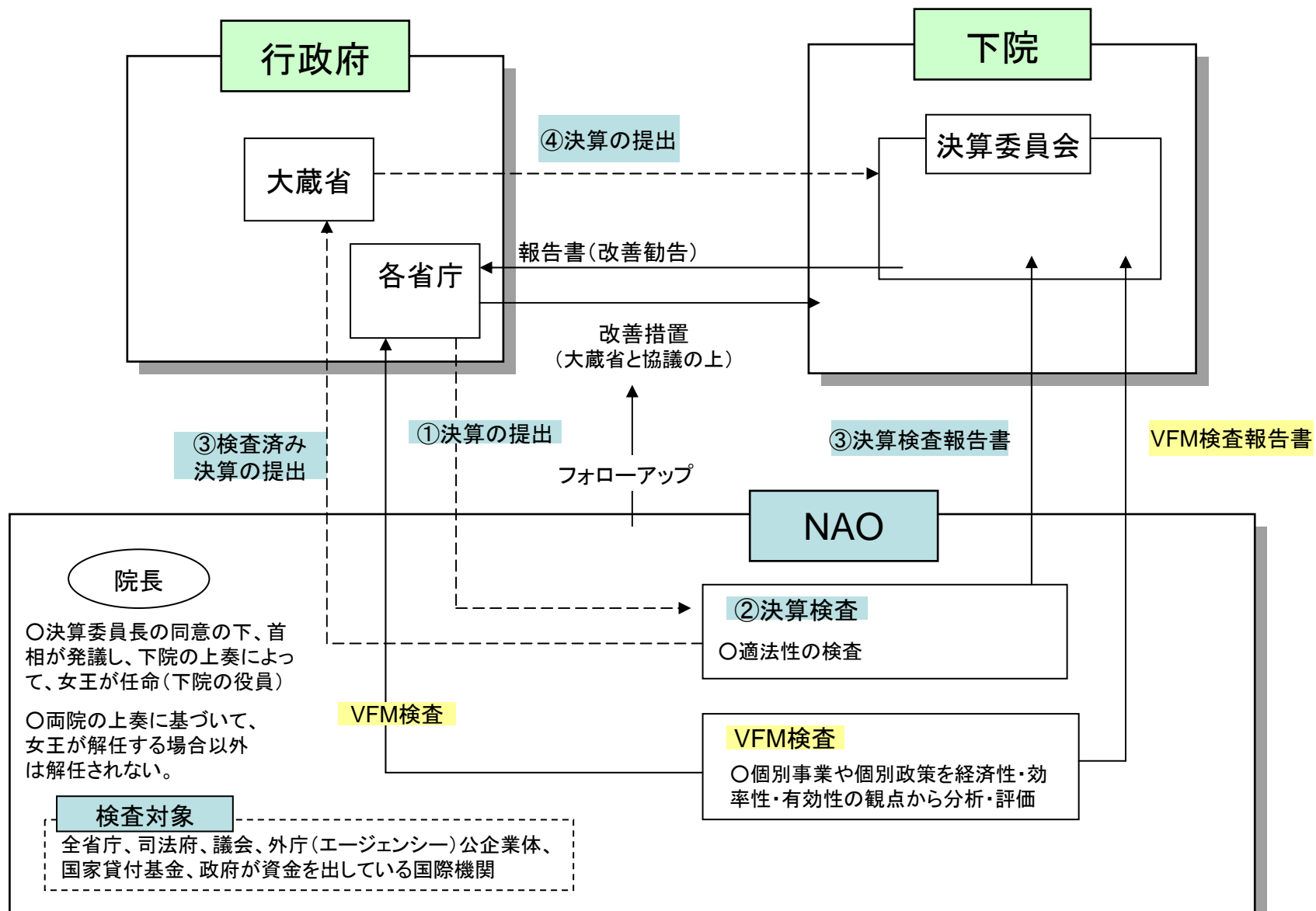
各国の会計検査院制度の比較

	アメリカ	イギリス	ドイツ
会計検査院	GAO	NAO	BRH
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・行政府から独立 ・議会の付属機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政府から独立 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政府から独立
任命手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・院長は、上院の助言及び承認に基づき、大統領が任命。 	<ul style="list-style-type: none"> ・院長は、決算委員長の同意の下、首相が発議、下院の上奏により、女王が任命。 	<ul style="list-style-type: none"> ・院長は、連邦政府の推薦に基づいて、連邦議会と連邦参議院が選出し、大統領が任命。
院長の任期	<ul style="list-style-type: none"> ・15年 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> ・12年
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・3,210人(2002年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・765人(2002年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・704人(2003年)
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の監査 ・個別事業等の効率性等の検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算検査 ・個別事業等の効率性等の検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算検査 ・個別事業等の効率性等の検査
監査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府 	<ul style="list-style-type: none"> ・全省庁、司法府、議会(NAOを除く) ・外庁(エージェンシー) ・公企業体 ・国家貸付資金 ・政府が出資している国際機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府 ・特別財産基金 ・社会保障機関 ・連邦政府の公法人 ・連邦政府が株主である民法法人
監査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・行政府の長はGAOの報告書に対して、改善措置を説明する文書を上院政府問題委員会と下院政府運営委員会に60日以内に提出しなければならない。 ・また、その60日後、最初の予算要求時に、両院の歳出委員会に対して当該文書を提出しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算委員会は、NAOが提出した決算検査やVFM検査の報告を基に、決算委員会自らが報告書を作成。(改善勧告を含む) ・決算委員会が作成した報告書に対して、各省庁は大蔵省と協議して、改善措置等の回答を議会に提出。 ・各省庁が実際に改善しているかNAOがフォローアップ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算委員会において、「議決勧告及び報告」を作成。 ・本会議で審議、議決を行う。(行政府に対する改善勧告を含む。) ・BRHが「予算執行及び経済運営に対する所見」を提出した2年後に、議会による採択状況、行政府による改善措置状況に関する報告を発表。
個別事業等の効率性等の検査件数	<ul style="list-style-type: none"> ・約1,200件(2002年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間約60件 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間約30件から40件

アメリカ（連邦）における会計検査院制度



イギリス（国）の会計検査院制度



参考: 国会図書館 調査と情報434号「アメリカ・イギリス・ドイツの会計検査院と決算審議」(2004.1)を基に作成

ドイツ（連邦）における会計検査院制度

